

事 務 連 絡
平成23年3月12日

日本製薬団体連合会
(社)日本医薬品卸業連合会
日本医療機器産業連合会
日本医療機器販売業協会
一般社団法人 日本産業・医療ガス協会 } 殿

厚生労働省医政局経済課

緊急通行車両確認標章の発給等について

医薬品、医療機器等の安定供給の確保については、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別添事務連絡に基づき緊急用医薬品等を被災地に輸送する際には、まず同事務連絡を最寄りの警察署に提示して「緊急通行車両確認標章」を発給してもらい、当該確認標章を検問等で提示するようお願いいたします。

また、各警察署において、当該確認標章の発給手続きを行う際には、申請者に関する輸送車両のナンバー、運転手の所属及び氏名の確認が警察署から厚生労働省経済課に対して電話にて行われ、その結果を踏まえて発給されることになっておりますので、ご了承ください。

なお、当該「緊急通行車両確認標章」の発給を受けることなく、当課事務連絡だけをもって検問等に行くことは、交通混乱を引き起こす基となる恐れがあることから、くれぐれも控えていただくようお願いいたします。

貴会傘下の会員に対し、ご協力いただきますようご配慮をお願い申し上げます。

連絡先 厚生労働省医政局経済課 堀金、針谷
TEL 03(5253)1111 内線4111
03(3595)2421 (夜間直通)
FAX 03(3507)9041

<別添>

事務連絡
平成23年3月12日

日本製薬団体連合会
（社）日本医薬品卸業連合会
日本医療機器産業連合会
日本医療機器販売業協会
一般社団法人 日本産業・医療ガス協会 } 殿

厚生労働省医政局経済課

東北地方太平洋沖地震に対する医薬品、医療機器等の提供方について

医薬品、医療機器等の安定供給の確保については、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省におきましては、昨日3月11日の三陸沖を震源とする地震の発生に伴い、厚生労働省災害対策本部を設置し、対応を図っているところであります。

今後、医療機関等に対する医薬品、医療機器等の供給に支障が生ずることがないように、また、適正な流通を阻害することがないように、万全の措置を講ずるようお願い申し上げます。

また、当課において現地の医薬品、医療機器等の需給情報を収集し、必要な対応を図ることとしておりますので、当課から連絡を差し上げました場合には、より一層の積極的な支援に取り組んでいただきますよう、ご協力をお願いします。

貴会傘下の会員に対し、ご協力いただきますようご配慮をお願い申し上げます。

連絡先 厚生労働省医政局経済課 堀金、針谷
TEL 03(5253)1111 内線4111
03(3595)2421 (夜間直通)
FAX 03(3507)9041

<参考>

原 議 保 存 期 間 1 年
(平成24年12月31日まで)

警 視 庁 交 通 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長
(参考送付先)
各 府 区 警 察 局 (旭 務 監 察 課) 広 域 制 御 部 長

警 察 庁 丁 交 企 発 第 20 号、丁 規 発 第 48 号
平 成 2 3 年 3 月 1 2 日
警 察 庁 交 通 局 交 通 企 画 課 長
警 察 庁 交 通 局 交 通 規 制 課 長

平成23年東北地方太平洋沖地震に対して医薬品、医療機器等を輸送する
車両に対する緊急通行車両確認標章の交付について

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴い、厚生労働省医政局経済課においては、
別添事務連絡のとおり、被災地が必要とする医薬品、医療機器等を提供できる
者を募り、被災地への医薬品、医療機器等を行わせることとしたところである。

そこで、厚生労働省からの依頼に基づき医薬品、医療機器等を輸送するため
に警察署に緊急通行車両確認標章の交付を求め出てきた場合には、輸送車両の
ナンバーと運転手の所属及び氏名を聞き取り、厚生労働省医政局経済課（03-5
253-1111 内線4111・夜間は03-3595-2421）に電話し、厚生労働省からの依頼
に基づき医薬品、医療機器等を輸送する者であると確認できたときは、緊急通
行車両確認標章を交付されたい。

また、医薬品、医療機器等を現に積載している車両については、速やかに緊
急通行車両確認標章を交付されたい。

担 当：広域交通管制室（800-5236、5238、5240、5241、5242、5243、5245）

F A X 800-5244、5246

